



付近案内図



当事業所の他の事業

☆指定(介護予防)通所介護事業
 「マナーハウス南横浜デイサービスセンター」
 指定事業所番号第 1471001311 号

事業主体：株式会社シニアパワー研究所
 〒244-0816

横浜市戸塚区上倉田町 413 番地
 TEL 045-870-2101(代表)
 FAX 045-870-2066
 Mail manor-house@mhmy.jp

グループホーム マナーハウス南横浜 I・II

指定認知症対応型共同生活介護事業
 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業

指定事業所番号 1471001295 号

利用のご案内



ホームページ <http://www.mhmy.jp>
 メールアドレス manor-house@mhmy.jp

グループホーム マナーハウス南横浜 I・II



は、認知症（痴呆症）の状態にあって要介護認定（1～5または要支援2）を受けている高齢者が安心して生活ができるようサポートする少人数の共同生活介護の運営を行うところです。ご自宅と同じような生活をしたいと願う方々の個性を尊重しプライバシーを守ります。地域の一員として生活できるようお手伝いします。

〈利用対象者及び人数〉

- ・要介護(1～5または要支援2)で認知症の状態にある方
(要医師診断書)
- ・人数：9名×2ユニット 合計 18名

〈スタッフ〉(1ユニット当たり)

管理者 1名(兼務)

計画作成担当者 1名(兼務)

介護従業者 8～9名

- ・スタッフは24時間4交代制で常駐します。
- ・夜間のケアを実施します。
- ・入居者の緊急時に備え、提携の病院、医師、地域の保健機関と連携しています。

〈日常生活〉



食事の用意、お掃除や草花の手入れ、買い物、散歩など各々の生活リズムを尊重して一日をすごしていただきます。また、地域との交流を持てるように、散歩などの外出の機会を日常的に提供します。季節の行事は毎月、誕生会、お花見、クリスマス、七夕、敬老会、お月見、デイトリップなど、楽しいイベントをみんなで盛り上げ、認知症であっても社会の一員として生活を営みます。



お申込み手順

1. ご相談

- マナーハウスで直接ご相談、お申込みを受付けております。ご利用を希望する方のご見学、お問合せは随時受け付けています。お気軽にお電話ください。

2. 面接調査

- マナーハウスまたはご自宅で、ご本人・ご家族と面接後入居の可否を判断、入居決定します。

3. 入居手続き

- マナーハウスとご本人、保証人の方との間でサービス契約を締結します。
- 契約利用期間はご希望により更新することができます。
- 更新の際利用料の変更を行うことがあります。

その他重要事項

※個人情報の保護について

ご利用者及びご家族の個人情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針に従い、細心の注意を払っております。詳しくは直接お問合せ、またはホームページをご覧ください。

<http://www.mhmy.jp>

※自己評価、外部評価について

ホームでは年一回以上、社内自己評価及び県指定機関による外部評価を実施しております。「介護情報サービスかながわ」ホームページ内(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>)「地域密着型サービスの評価」から直近の外部評価の結果をご覧ください。

ご利用料金

- ・入居利用料金は毎月末締の翌月10日支払となります。
- ・期間途中で利用を中止される方は、退去の日が精算日となります。

1) 敷金

200,000円

(退去時に未払いの利用料金等の精算に充当し残金を返戻致します)

2) 介護報酬の額

- ① 定代理受領分…介護報酬の告知上の額
- ② 一部負担金…①の額の一割または二割、三割相当額

3) 利用料(一ヶ月当り)

(単価：円)

室料	食材費	水光熱費	管理費等	合計
63,875	36,500	22,356	47,906	170,637

4) その他

理・美容代 実費
新聞・雑誌代 実費
その他個人的なもの 実費

(利用者の希望によるサービスに限ります。)

※生活保護受給者は上記と料金体系が異なります。